

令和2年2月28日

御船町立小中学校保護者様

御船町教育委員会教育長

本田 恵典

(公印省略)

新型コロナウイルス感染対策にかかる臨時休業(休校)について(お願い)

新型コロナウイルス感染対策として、国及び県教育委員会が下記のとおり、小中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業(以下、「休校」と表記)を決めました。

つきましては、別紙留意事項を熟読の上、子どもたちが毎日健康な生活を送ることができますよう、保護者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 休校の期間 令和2年3月2日(月)～15日(日)

【留意事項】

3月2日～15日

御船町教育委員会

- 1 臨時休業期間
・令和2年3月2日から15日までですが、今後の状況を踏まえ、春休みまで延長する可能性があります。
- 2 卒業式は学校の実情に応じて実施（原則、卒業生、保護者、教職員参加）
修了式は、各学級で実施するなど工夫します。
- 3 基本的に自宅で過ごすこととします。
- 4 家庭での対応の調整がつかない特別支援学級の子どもさんについては、場合によっては登校できます。学校へご相談ください。
- 5 各家庭での課題学習については、学校から事前に連絡・指導します。
- 6 体力の維持については、各家庭で工夫し、家族でスポーツに親しみましょう。また、学校の運動場は開放できません。友人たちとの集団でのスポーツは避けましょう。友人宅等でのゲームや室内遊び等も避けましょう。
- 7 特に、ゲームセンターやスポーツセンター等、不特定多数の人が集まる施設等については、立ち入らないようにしましょう。また、買い物等においても、できるだけ人ごみを避け、やむを得ないときは、マスクの着用と手洗い・うがいの励行に努めましょう。
- 8 学校からの連絡方法は、基本的に電話やメール等を活用し、家庭訪問での直接接触は極力避けることとしています。やむを得ないときは、距離を置き、短時間の会話で済ませることにします。
- 9 放課後児童クラブについては、3月1日までに、開所等についてクラブから連絡があります。できるだけ、家庭で過ごすことに心がけましょう。
- 10 その他、子どもや家族が感染したり、濃厚接触者となったりした場合は、すぐに学校へご連絡ください。